

令和5年9月

長門市農業委員会総会議事録

長門市農業委員会

令和5年9月総会議事録

1 日 時 令和5年9月15日（金） 午前9時30分

2 場 所 長門市役所4階会議室

3 付議事件
議 案

- 第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第2号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について (2件)
- 第3号 農地利用集積計画の承認について (2件)

報告事項

- 1 土地現況証明報告（非農地証明） (1件)
- 2 農地法第18条第6項の規定による通知を受理したもの（合意解約）
（3件・農地中間管理事業に係る合意解約1件
・農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更12件）
- 3 公共事業の施行に伴う農地の転用について (1件)
- 4 その他
 - ・次回総会 10月16日（月） 午前9時30分から 市役所4階会議室
 - ・現地調査 10月 4日（水） 予定

4 出席委員（18人：議席順）

- | | | |
|----------------|---------------------|-------------|
| 1 番 岡藤 英雄 | 2 番 村岡 清美 | 3 番 岡島 史真 |
| 4 番 西村 志おり | 5 番 大田 寛治 | 6 番 河野 八千代 |
| 7 番 中野 晴人 | 8 番 山近 洋祐 | 9 番 末永 恵子 |
| 10 番 高林 司 | 12 番 木村 友則 | 13 番 名和田 栄治 |
| 14 番 林 弘幸 | 15 番 大田 裕美 | 16 番 木村 正雄 |
| 17 番 大汐 光晴 | 18 番 深水 一男（会長職務代理者） | |
| 19 番 大野 耕作（会長） | | |

5 欠席委員（1人）

- 11 番 林 一志

6 農業委員会事務局職員

- | | |
|--------|-------|
| 事務局長 | 角谷 隆士 |
| 事務局長補佐 | 坂倉 幸三 |
| 書 記 | 北村 実瑛 |

7 会議の概要

議 長
(会長)
挨拶

令和 5 年 9 月の総会の開会にあたり、一言ご挨拶を申し上げます。

(挨拶)

議 長

本日の付議事項は、議案 3 件、報告事項 3 件でございます。

慎重審議の上、決定をしていただきますようお願いをいたしまして、簡単ではございますが、開会にあたってのご挨拶とさせていただきます。

引き続きまして、8 月の総会以降に出席をした行事等について、簡単にご報告をいたします。

(会議等の報告)

議 長

それでは、ただ今から令和 5 年 9 月の総会を開会いたします。

在任する委員の総数は 19 名、本日の出席委員は 18 名、欠席委員は 1 名でございます。

よって、在任委員の過半数が出席をされていますので、長門市農業委員会会議規則第 7 条の規定により、本総会は成立をしております。

次に、議事録署名人の指名をさせていただきます。

6 番、河野八千代委員、7 番、中野晴人委員、よろしく願いをいたします。

それから、開会にあたり、私から一つ提案がございます。

以前、ある委員から、総会において補足説明、質問等の発言をする際に、着座のままで行ってどうかとのご提案がございました。

事務局に確認したところ、長門市議会の各委員会においても、発言は着座にて行われているとのことでした。

今回の総会から、発言をする際は着座にて行うことを提案したいと思います。

この件に関して、ご質問、ご意見があれば、ご発言をお願いしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。

発言を着座にて行うことに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

今回の総会から、発言をする場合は挙手をし、議長の指名の後、マイクを受け取り、着座のまま発言をすることといたします。

議事に入ります。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明をいたします。1 ページをご覧ください。

議案第 1 号、農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請について、農地法第 3 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 5 年 9 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は 2052 m²。ほか 2 筆。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●区●●▲丁目▲番▲号、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、子と孫が農業を継承するので自作地経営の規模拡大のため、譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡人は、不在地主のため耕作不能であり、譲渡することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 2 ページをご覧ください。●●から東へ約 0.6km に位置する農地です。

また、3 ページには公図を添付しております。

ここで、農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第3条第2項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当は私、19番、大野でございますので、補足説明をいたします。

9月5日、事務局と宮本推進委員さんと現地調査を行いました。

ただ今、事務局から説明がありましたとおり、●●さんは▲才と高齢でございますが、大変お元気で、農業に励んでおられます。

息子さん、お孫さんも同居されていて、特にお孫さんが農業をやりたいということで、今までは利用権の設定をして、借りて作業をされていたけれども、自分の土地にしたいということでございます。

別に、問題はないと思います。

各委員さんのご意見、ご質問をお聞きしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

引き続き、番号2について事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。

番号2。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は登記簿、現況ともに田、面積は190㎡。ほか1筆。

譲受人は、●●▲▲番地▲、●●さん。

譲渡人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、所有権の移転です。

理由としまして、譲受人は、申請地は自宅に隣接しており、譲渡人から土地を借りて野菜を栽培していたが、譲渡人の申し出を受けることとした。譲渡人は、当該土地は自宅からかなり離れており、耕作するには不便であることから、譲受人に譲り渡すこととした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1ページ及び4ページ

をご覧ください。●●から東北東へ約 1.3km に位置する農地です。

また、5 ページには公図を添付しております。

農地法第 3 条第 2 項各号の農地の権利移動の制限に関する事項について、ご説明いたします。「農地法審査基準」1 ページをご覧ください。

第 1 号の全部効率利用要件についてですが、耕作要件、農機具の保有状況、農作業に従事する従事者数の状況からみて、農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。

第 2 号の農地所有適格法人以外の法人の規定及び第 3 号の信託要件の規定については、いずれも該当しておりません。

第 4 号の農作業従事要件ですが、農作業を行う日数から農作業に常時従事することが判断できます。

第 5 号の転貸禁止要件については、所有権移転のため、自ら耕作されるものであり、該当はいたしません。

第 6 号の地域調和要件ですが、今回の権利移動により、周辺農地の農作業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のことから、農地法第 3 条第 2 項各号に該当せず、許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしくお願いをいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当の 16 番、木村委員、補足説明をお願いいたします。

16 番

16 番、木村正雄です。

9 月 5 日、大野会長、事務局、そして先野推進委員さんと現地調査を行いました。

この農地は、もともと地主さんの要望で、2 枚の田を一緒に買ってほしいということだったようですが、当時は●●さんはお勤めされていて、農地の管理が難しく、●●さんが家を建てられた当時、宅地にするには面積が広すぎるということで、建ぺい率の関係で、現在は▲▲番▲が宅地になっており、▲▲番▲は残った部分になります。

調査の時に確認したら、現在は、立派な野菜を育てておられ、何も問題はないと思われます。

以上です。皆様方の慎重審議を、よろしくお願いいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。
本件を、許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、許可することに決定をいたしました。

続きまして、議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは説明に入ります。2 ページをご覧ください。

議案第 2 号、農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について。

農地法第 5 条第 1 項の規定により、下記農地の申請があったので審議を求める。

令和 5 年 9 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

番号 1 と番号 2 は関連しておりますので、一括して説明いたします。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目については登記簿、現況ともに田、面積は 407 ㎡。

借受人は、●●区●●▲丁目▲番▲号、●●合同会社、代表社員、●●、職務執行者、●●さん。

貸付人は、●●▲▲番地、●●さん。

権利の種類は、賃借権の設定です。

転用の目的は、携帯電話基地局開発事業です。

理由としまして、借受人は、インフラシェアリングの活用による移動通信ネットワークの構築を推進し、長門市●●周辺に携帯電話のサービスを提供するため携帯基地局を設置する。また、施設設置工事の施工ヤードとするため一時転用をする。貸付人は、高齢となり耕作が困難なため、休耕している農地の一部を賃貸することとした。

申請地につきましては、「議案位置図等添付資料」1 ページ及び 6 ページをご覧ください。●●から北東へ約 2.7km に位置する農地です。

また、7 ページには公図、8 ページから 10 ページには土地利用計画図等を添付しております。

なお、補足説明ですが、通常携帯基地局設置につきましては、公益性の高い事業とみなされ、本来であれば農地法施行規則第 53 条第 14 号の適用を受け、農業委員会への届出のみで済むところですが、本件は申請者が認定電気通信事業者ではなく届出電気通信事業者であるため、通常農地転用申請が必要ということでございます。

ここで、「農地法審査基準」4ページをご覧ください。

立地基準の農地の区分ですが、農用地区域内にある農地です。

工事施工ヤードへの一時転用部分につきましては、一時的な転用であって、農業振興地域整備計画の達成に支障をきたす恐れがないと認められるため、農地法施行令第11条第1項第1号の規定により、許可可能であると考えます。

続きまして、「農地法審査基準」7ページをご覧ください。

携帯基地局への永年転用部分についてですが、現在、農用地区域からの除外を申請中です。農用地区域から除外後は、小集団の農地の一部で、農用地区域内の農地以外で、甲種農地を含む第1種農地、第3種農地のいずれの要件にも該当しない第2種農地となります。農地法第5条第2項第2号が適用され、許可可能であると考えます。

次に、一般基準ですが、「農地法審査基準」10ページをご覧ください。

なお、判断を必要としない許可基準については、説明を省略させていただきます。

(1) 農地転用の確実性です。まずアの「資力及び信用」についてですが、全額自己資金での対応ということで、金融機関の残高証明書の写しの提出があり、確実であると考えます。ウの「遅滞なく申請の目的に供する見込み」については、許可後から令和6年3月31日までに完了し、一時転用部分につきましても、同日までに現状復旧することになっており、確実であると考えます。キの「計画面積の妥当性」については、事業計画書、土地利用計画図から適当であると考えます。

次に(2) 被害防除措置の妥当性についてですが、被害防除計画書の内容から判断し、土砂の流出又は崩壊等の発生のおそれはなく、雨水については、自然流下により地下浸透し、汚水については仮設トイレで処理するため、特に問題はないと考えます。

以上のことから、この案件につきましては、農地法第5条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程よろしくお願いいたします。

議 長

引き続いて、当地区担当、5番、大田委員、補足説明をお願いいたします。

5 番

当地区担当の5番、大田でございます。

本件はですね、6月の定例総会におきまして、農業振興地域からの除外申請がなされた土地でございます。

また、6月に現地調査をし、この会場でも報告をしているとおりでございます。

周辺の農地につきましては、ここ 20 年近く耕作をされておらず、カヤ等が生い茂っており、荒廃しておりますので、何ら問題もないと思います。
皆様方のご審議のほど、よろしくお願いをいたします。

議 長

事務局、担当委員の説明、意見は以上でございます。
ちょっと私から事務局に、よろしいでしょうか。
今、届出の電気通信事業者という名前を聞いたんですけども、これは今回、初めてですね。今までは、先ほどの説明があったように、基地は、農業委員会にはかからなくていいよということで、届出だけでしたけれども。

事務局長
補佐

はい、ご説明いたします。
本件は、本市においては初めてのケースでございます。
先ほど、少し触れましたけれども、認定電気通信事業者、これは皆様が一般にご存じなのが、NTTドコモですとか、au、それからソフトバンク、楽天モバイル、こういった事業者が認定電気通信事業者ということになります。
これらの事業者が携帯基地局を設置する場合は、農地法施行規則第 53 条第 14 号が適用され、農業委員会への届出だけで済むということでございます。
今回の●●合同会社ですが、こちらは届出事業者というところで、事業形態としては、携帯基地局の器を設置して、あとは先ほど申上げました認定電気通信事業者に、その施設設備を貸し出すという事業形態の会社でございまして、関東総合通信局にこういった事業をするという届出をしているという事業者ということでございます。
この辺の取扱いにつきましては、県を通じまして農林水産省にも確認しましたが、届出通信事業としましては、きちんとした農地転用の許可が必要であるということでございました。
以上です。

議 長

本件について、質問、ご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

(質問、意見なし)

議 長

質問、ご意見もないようですので、採決をいたします。
本件を許可することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、山口県農業会議に意見を求め、適当と認めるとの回答の後、許可することに決定をいたします。

続きまして、議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認について、を議題といたします。

事務局の説明を、お願いいたします。

事務局長
補佐

それでは、説明いたします。3 ページをご覧ください。

議案第 3 号、農用地利用集積計画の承認について。

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律(令和 4 年法律第 56 号)附則第 5 条により、改正前の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の申請があったので、審議を求める。

令和 5 年 9 月 15 日提出、長門市農業委員会会長、大野耕作。

令和 5 年 10 月 1 日の公告となりまして、従来からの利用権設定となっております。

賃貸借ですが、三隅地区のみで、2 件 6 筆の 35,060 m²となります。

詳細につきましては、4 ページ以降をご覧ください。

改正前基盤強化促進法第 18 条第 3 項に定めてあります、農用地の利用計画が基本構想に適合すること、農用地を効率的に利用して耕作すること、耕作に必要な農作業に常時従事することの利用計画要件を満たしていると考えます。

以上です。ご審議の程、よろしく願いをいたします。

議 長

議案に示された地区を担当する委員の方から、補足説明、ご意見等ありましたらお願いをいたします。

併せて、議案全体について質問、ご意見等ございましたら、ご発言をお願いいたします。

(補足説明、意見、質問なし)

議 長

質問、ご意見もないようでございますので、採決をいたします。

本件を承認することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(挙手多数)

議 長

挙手多数であります。

よって、本件は、承認することに決定をいたしました。

引き続きまして、報告事項に入ります。

報告事項 1 について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明に入らせていただきます。6 ページをご覧くださいと思います。

報告事項 1、土地現況証明報告でございます。

番号 1。

土地の所在、大字●●字●●、地番▲▲番▲、登記地目は田、面積は 625 m²。

申請者は、●●県●●市●●▲▲番▲号、●●さん。

現地は原野となっており、農地としての活用は不可能な状態となっていることから、令和 5 年 9 月 5 日に大野会長、宮本推進委員、事務局とで現地を確認し、令和 5 年 9 月 5 日付けにて、原野として証明をしております。

以上でございます。

議 長

ただいま、事務局より報告事項 1 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長

続きまして、報告事項 2 の説明をお願いいたします。

事務局長

それでは、説明いたします。7 ページをご覧くださいと思います。

報告事項 2、農地法第 18 条第 6 項の規定による通知を受理したもの、通常の利用権設定に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●市●●▲の▲の▲、●●相続人、●●さん。

借受人は、●●▲▲番地、農事組合法人●●。

土地の所在は、大字●●字●●、▲▲番▲、地目は田、面積は 1.452 m²。ほか 1 筆。

令和 5 年 7 月 30 日に合意解約をしております。

ほか 2 件の合意解約となっております。

続きまして、8 ページをご覧くださいと思います。

農地中間管理事業に係る合意解約でございます。

番号 1。

通知者ですが、貸付人は、●●県●●市●●▲▲番地▲、●●さん。

借受人は、●●市●●▲丁目▲番▲号、公益財団法人●●。

転借人は、●●▲▲番地▲、農事組合法人●●。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番▲、地目は畑、面積は 82 m²。
令和 5 年 7 月 12 日に合意解約しております。

続きまして、9 ページから 10 ページをご覧くださいと思います。
農地中間管理事業に係る合意解約による耕作者の変更でございます。
番号 1。

旧借受人は、●●▲▲番地、●●さん。

新借受人は、●●▲▲番地、株式会社●●。

土地の所在は、大字●●字●●、地番▲▲番、地目は田、面積は 1,053 m²。ほか 2 筆。

契約期間は、令和 5 年 9 月 29 日から令和 8 年 11 月 30 日までとなっております。

ほか 11 件となります。

報告事項 2 については、以上となります。

議 長 ただ今、事務局より報告事項 2 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 続きまして、報告事項 3 についての説明をお願いいたします。

事務局長 それでは、説明をいたします。11 ページをご覧くださいと思います。
報告事項 3、公共工事の施行に伴う農地の転用についてでございます。
番号 1。

内容としましては、市道●●線水路改修工事施工に伴う施工ヤード及び
工事用道路用地に一時転用するという計画でございます。

令和 5 年 9 月 5 日に受理しております。

以上でございます。

議 長 ただいま、事務局より報告事項 3 について説明がございましたが、よろしいでしょうか。

(質問、意見なし)

議 長 報告事項は以上となります。
続きまして、事務連絡等がありましたらお願いをいたします。

事務局長
補佐

まず、次回の農業委員会定例総会ですが、10月16日、月曜日、9時30分から、長門市役所本庁4階会議室で開催いたします。

なお、現地調査につきましては、10月4日、水曜日を予定しております。該当する委員の皆様には、後日事務局から集合時間等を連絡いたしますので、ご立会をよろしくお願いいたします。

続きまして、令和5年度山口県農業委員会女性協議会ブロック別研修会についてですが、9月22日、金曜日、宇部市文化会館で開催されます。出席予定の女性委員の方は、よろしくお願いいたします。

最後に、今年度も年末に農業委員会だよりの発行を予定しております。毎年表紙には市内の農業に係る話題を写真とともに掲載しております。こちらの記事にふさわしいと思われる話題、トピック等ございましたら、事務局までお知らせいただけたらと存じます。

特に昨年は、日置地区、一昨年は、長門地区の記事を掲載しております。三隅、油谷地区での話題を掲載できればと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務連絡については、以上となります。

議 長

皆様の方から、何か質問、ご意見があれば、ご発言をお願いしたいと思います。

(質問、意見なし)

議 長

よろしいですね。

それでは、以上をもちまして、本日の総会を終了いたします。
お疲れでございました。

終了時間 午前10時7分

会議の経過を記録して、その相違ないことを証するためここに記名する。

令和5年9月15日

長門市農業委員会会長 大 野 耕 作

議事録署名委員 河 野 八 千 代

議事録署名委員 中 野 晴 人